INTERVIEW：インタビュー

第35回 東京弁護士会人権賞 受賞

崔 江以子さん

2020年度人権賞受賞者の崔江以子（チェ・カンイジャ）さんにお話を伺いました。在日コリアン当事者として，メディアに顔と名前を出してヘイトスピーチ，ヘイトデモをはじめとする差別と戦ってきた崔さん。その活動は，全国で初めて罰則が付いた川崎市差別根絶条例の制定に繋がりました。ここに至る経緯と，活動の源泉となったものについてお聞きしました。

聞き手・構成：西川 達也

プロフィール◆チェ・カンイジャ　在日コリアンが多く暮らす川崎市桜本地区で在日三世として育ち，多文化共生の町づくりを目的として設置された「川崎市ふれあい館」に長年勤務。日本社会の差別に長年直面し苦しんできた高齢の在日コリアン一世や子どもたちをヘイトスピーチから守ろうと，自分の名前を公けにして様々な諸活動を先頭に立って行ってきた。その活動は，2018年の東京都人権条例及び国立市人権条例などの制定にも繋がり，2019年12月には，日本で初めてヘイトスピーチに対し罰則を設けた条例である「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に結実した。

── 最初に，崔さんの勤務されている川崎市ふれあい館についてお聞きしたいと思います。

ふれあい館は，川崎市の条例*1で設置されている公的施設です。川崎市の中での民族差別の事実をしっかり見つめて，差別を解消して「ともに生きる地域社会の創造に寄与する」ことを目的として作られた施設です。年齢制限はなく，もちろん国籍制限もなく，地域の公共施設として市民の皆さんの居場所であったり，学びの場であったり，交流の場となっています。このような施設は，全国でもうちの川崎市ふれあい館だけですね。

── 2012年ごろから各地でヘイトスピーチ，ヘイトデモというものが行われ始めました。こうした動きに対してはどのように考えられていたのでしょうか。

2013年に川崎駅前で初めてヘイトデモを見ました。ただただ怖かったですね。警察官に守られて，白昼堂々と「死ね」「殺せ」と叫ぶということに大変な恐怖を感じ，そのときは沈黙や回避という選択しかできませんでした。

── 川崎市の臨海地域にある桜本地区で2015年11月8日にヘイトデモを行う，という予告がなされました。これは繁華街ではない，地域の生活の場にまでヘイトデモが入ってくるという予告でもあったのですね。

予告されたコースには，私たちの職場や，在日コリアンの集住地域が含まれていました。私の家の前の道もコースに入っていました。

── そのときのデモに対してはどのように感じられましたか。

多くの人が抗議した結果，デモ隊は桜本地区には入りませんでしたが，大変恐ろしいという気持ちでした。ふれあい館があって，多様性を豊かさと考える「ともに生きる地域」というものができていた桜本にヘイトデモが突然やってきて，「死ね」「殺せ」「出ていけ」と叫ぶ。このことは，在日コリアン，マイノリティへの攻撃であるとともに，「ともに生きる地域」への攻撃でもあると感じました。

── デモのとき，警察は市民を守ってくれるどころか，デモ隊を守るような態勢だったそうですね。

デモ隊の叫んでいたのは，在日コリアンに対する差別表現，差別の煽動で，侮辱だったり，名誉毀損だったり，害悪の告知でしたが，道路使用許可を受けた合法的な表現活動として，予定に沿ったスムーズな運営のためという目的で警察が配置されていました。私たちを人権侵害から守るためという目的ではありません。むしろ，人権侵害に遭っている市民や，人権侵害を許さないと主張している市民を排除する，そういう対応でびっくりしました。

＊1：川崎市ふれあい館条例

── 当時中学生だったご長男は，ヘイトデモをする大人たちに「差別をやめてともに生きよう」と伝えたいとおっしゃって，デモの現場に赴いたとお聞きしました。

息子は，デモをしている人たちは，事実誤認から出発していると思っていたんです。例えば「川崎には在日外国人の特権があって外国人が支配している」とか「外国人が優遇されている」とか。そういう事実の誤認があって，そこから偏見が生じているのであれば，真実を伝えれば大人だから理解をして，そんなひどいことはやめるのではないかと。

ところが，そうしたメッセージを発信する子どもに対して，デモの参加者は指をさして笑い，挑発する行為を繰り返し，ヘイトスピーチをぶつけ，抗議する子どもらは警察に制止をされる…。信じていたものが不正義にのみ込まれてしまう，そういうことに初めてぶつかって本当にショックを受けていましたね。

── その後，同じ団体から2016年1月31日にもデモを行うとの予告がされましたが，ヘイトデモであることが明らかであるのに，行政機関はデモを不許可にはしてくれなかった。

はい。私たちは，1度目のデモを経験した後に，これは議論というようなものではなくて，一方的な加害と，圧倒的な被害の関係だと思いました。ですから，2度目の予告を受けて，行政機関に対し，あのデモが来れば必ず市民の安寧な生活が脅かされ人権侵害が生じて，その回復はとても難しい，だから事前に助けてほしい。デモ申請を受理せず，道路使用許可を出さず，公園の使用を許可しないでほしい，という思いを届けました。しかし，根拠法がないから具体的な策を講じられないというのが，残念ながら2016年当時の川崎市の対応でした。

── 息子さんが，川崎市長に手紙を書かれたというお話をお聞きしました。

彼の書いた手紙は，もしも学校で誰かがヘイトデモの人たちのようなことを言ったら，学校の先生は必ず注意をすると思います。ルールがないから注意ができませんなんて言わないし，表現の自由だから注意ができないなんて言わずに，絶対にそんなひどいことを言ってはいけないというふうに注意をしてくれると思います。市長さん，助けてください，というものでした。市長からの返信は，あのデモはたくさんの人を傷つけて大変残念だと言いつつも，だけど根拠法がないから，使用許可を出さないというような対応ができないというものでした。

── その後，崔さんから法務局に，ヘイトデモの主催者に対する人権侵犯被害の申告をされたのですね。これはどのような思いだったのでしょうか。

私たちの地域で，多様性は豊かさだ，と育まれてきた子どもたちや，苦労して朝鮮半島から海を渡って来ざるを得なかった在日1世の高齢者たちに，法律がないから仕方がないなんて説明はできませんでした。

ですから，法律がないのは分かったけれども，何とかデモが来ないようにできないか，と師岡康子弁護士にご相談をして，私たち夫婦と地域の在日1世のハルモニ（おばあさん）が当事者として名前を出し，2016年3月16日に法務局に人権侵犯被害申告をしました。

そして，国に対してヘイトスピーチの被害の救済を求めたことをメディアにむけて発信をしました。

── 名前も顔も出して…

発信をして世論を動かそうとしました。それに共感して，ひどい，許せないというふうに応援してくれる声ももちろんありましたが，一方で，記者会見のあと，初めてインターネット上のいわゆる炎上というものを経験することになりました。「国に帰れ」とか「反日朝鮮女」とか「出ていけ」とか。

── 同年3月22日には，参議院の法務委員会で参考人として話をされました。これはどのような経緯で崔さんにお話がきたのでしょうか。

当時，参議院の法務委員会で野党が提案した人種差別撤廃施策推進法案が審議されていました。日本中でヘイトデモがあり，川崎でも行われているという中でも，与党は，日本には法律で禁止するほどの深刻な差別はないという理由で法案に反対していました。

だったら参考人の意見聴取をやろうという流れの中で，たまたま少し前に私が人権侵犯被害申告をしていたということもあって，桜本の被害を話してほしいというお声掛けがありました。

── 参考人として話をされたことについても，新聞などで写真入りで報道されましたね。

はい，勇気を奮い起こして決断しました。私は外国人で地方参政権も国政参政権ももちろんなくて，国会というのは名実ともに遠い場所ですし，国会の審議はインターネットでも中継がされていて，応援してくれる人だけが見るものではないですからね。

ただ，川崎が，桜本があんなひどい被害に遭って，私自身も大変な恐怖を覚えて，自分の子どもだってとても傷ついているのに，法律がないといって助けて

もらえない。法律の制定に向けて少しでも前進になるのであればと，届け，届けと思って話をしました。

── 先ほど仰っていた，いわゆる炎上というようなネットでの書き込みもあったと思いますが，逆に報道されてよかったと思えたことはありましたか。

確信的にマイノリティに対する差別を行う人というのはごくごく一部なんですよね。大多数の人たちには，そこまでの憎悪やもちろん殺意などというものはありません。そうした，これまで自分には関係がないと思っていた，無関心だった層の人たちが，こんなひどいことは許せない，という思いを寄せてくれるようになりました。無関心で差別を野放しにしていた社会が，少しずつですけれども，許せない，何とかしなければというふうに，成熟していくというか，耕されていくということが実感できました。

── 3月に参議院で参考人としてお話をされたあと，5月24日には，いわゆるヘイトスピーチ解消法*2が成立して，6月3日には施行されました。すごく迅速な流れでしたね。

参考人としての意見陳述の1週間後に，法案に反対していた与党の議員も含めて，国会の参議院法務委員会が桜本に現地視察に来たんですよ。

私たちの街桜本を一緒に歩いて，商店街で被害を聞いて，桜本に暮らす在日1世の高齢者から被害を聞いて，子どもからも被害を聞いて，やっぱりこれは人として許せないという共感が，会派，党派を超えて実感できたんですね。その桜本視察から1週間後に，与党から野党案への対案として出されたのがあのヘイトスピーチ解消法です。

── ヘイトスピーチ解消法が成立して，状況は変わったと感じられましたか。

解消法自体は，保護の対象が「適法に居住するもの」に限られていたり，あるいはヘイトスピーチを「禁止」と言っていなかったり，差別的言動が「許されない」だけで，具体的にどう許さないのかというのも曖昧であったりと課題はあります。

ただ，植民地支配の歴史から長い年月をかけて，ようやく差別を許さないということが日本の法律の中で宣言された，私たちの被害に対して，立法によって策が講じられたということは，大変心強かったですね。

── 法律が制定されたことで，具体的な動きはありましたか。

理念法であり，実効性が弱いのではないかという懸念もありましたが，解消法ができて，すぐに実効性が示されていきました。

まず，法制定を受けて，施行の2日後に予定されていたヘイトデモに対して，川崎市長が公園の使用不許可の判断をしました。それから，横浜地方裁判所も，私たちの求めたふれあい館から半径500メートル以内のヘイトデモ禁止の仮処分の決定を，解消法を引いて示してくれました。

── 一方で，ヘイトスピーチやヘイトデモだけでなく，先ほどお話があったように，SNSやブログなどでの，崔さんを対象とした差別的な書き込みという問題もありました。内容としてはどのようなものだったのでしょうか。

ともかく私にダメージを与えて黙らせようという意図で，「死んでほしい」とか，「いなくなれ」「消えろ」とか，あるいは「桜本を焦土にする」「反日朝鮮女は黙れ」とか。あとは容姿にかかわることであったり，子どもの名前を出されたり，もうありとあらゆる…。最初は数千件，数万件，数十万件，今はもう数百万件。増える一方ですね。

このことに対しても師岡康子弁護士を代理人として，法務局に人権侵犯被害申告をしました。その結果，これまで表現の自由への配慮で踏み切れなかったところを，国からの削除要請ということで削除をしてくれるようになった運営会社もありました。しかし，全く削除に応じない運営会社もあります。

── 息子さんに対する攻撃もあったのですね。

息子に対して，ブログで実名を挙げて，本当にひどい人を人とも思わない差別書き込みをした人を刑事告訴しました。現行法では差別が犯罪ではないので，侮辱とか脅迫とか名誉毀損とかに何とか当てはめて告訴するしかありません。ただ，侮辱罪の構成要件には一致しているかもしれないけど，一番傷ついているのは差別されたことなんですね。息子の件も告訴をして有罪になりましたけれども，侮辱罪で9000円の科料。お金ではないですけれども，余りにも被害に見合っていない。

その他にも削除請求や発信者情報の開示の裁判も行っていますが，時間や手間がかかる上に件数も多くて個人での対応は限界です。ここでも差別に対する適正なルールや，インターネット上の差別表現に対するルールが必要だと感じています。

＊2：本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）

── インターネット上の書き込みに対する削除請求や発信者情報の開示は，時間や費用がかかることで諦めてしまう方も多いです。

私がネットの書き込みで傷ついて，差別による人権被害について発信することを諦めてしまったらレイシストの思うつぼですし，同じマイノリティの人たちに対して負のロールモデルになってしまいます。ささやかでも，少しずつでも前進して，社会がよくなっているんだ，この被害は放っておかれなかったんだと，こういう営みで少しは希望の光を照らせるかなと思っています。

── 川崎市では，2017年11月，施設利用に関するガイドライン*3が公表され，2019年12月には全国で初めて罰則付きの差別根絶条例*4ができました。

差別を禁止する具体的で実効性のある策で助けてほしいというのが，私たちの一番最初の願いでした。私たちは「ヘイトスピーチを許さないかわさき市民ネットワーク」を結成し，学習会を重ねて，学びを力に川崎市に意見書を届けてきました。東京弁護士会の人種差別撤廃モデル条例案がとても参考になりました。私たちが意見書で求めたことが反映され，川崎市が，罰則付きの実効性のある差別根絶条例を提案して，それが保守派も含めた全会派一致で成立したことは本当に嬉しかったですね。

── 2015年から約5年間でこれだけ大きく状況が動きました。崔さんのご尽力によるところも大きいと思います。崔さんをこれだけ突き動かしたものは何か，教えていただければと思います。

私自身が，自分が在日コリアンであるということを見つめることが苦しくて，在日コリアンであるということを高校生のときまで隠して生活をしていました。

しかし，高校生のときに，今自分が勤めているふれあい館に出合い，本名で生きる同世代の友人に出会い，そしてふれあい館での学びで，在日の戦後補償を求める裁判，国籍条項撤廃を求める市民活動に出合いました。不正義，理不尽に対して司法の場で闘う当事者やそれを支える弁護士さんや市民たちの姿を見て，自分に旧植民地出身者のルーツがあって，自分が在日コリアンであるということを見つめるきっかけとなりました。

── その後，ふれあい館に勤務されることになったのですね。

ふれあい館のある桜本地区では人権教育が活発で，小さなころから自分の名前，民族名で成長していく。でも15歳の春に，中学校卒業を機に地域から外に出るときに，新しい名前をつくらざるを得ない子どもたちの姿に触れてきました。民族名だと差別をされるから，生きづらいから，日本の名前を新しく作って社会に出ていく。私は，ふれあい館で，そうした子どもたちの涙や苦しみに触れたり，あなたの名前は素敵だよという話をしながら，何とか支えられないかなと子どもたちと話をしてきました。ただ，あるときそうした子どもの1人から，自分が高校に行って川崎じゃない場所で差別をされたら，その度に来て助けてくれるのか，というふうに問われました。

それはできないですよね。ずっと四六時中その子の近くにいて守ってあげることなんか到底できない。だから私は，そうやって名前を変えざるを得ない子どもたちに，私はふれあい館で一生懸命仕事をして，あなたたちが差別に遭ったときに，「差別はダメだ」と言ってくれる，間違っているよと言ってくれる仲間を増やすからねと約束をしたんです。

その約束を果たすべく，ふれあい館で啓発活動や社会教育講座の運営などをしてきましたけれども，社会はどんどん悪くなって，2010年代からヘイトスピーチなどの排外主義が広がった。でも，社会が悪いからって，約束は約束ですよね。悪くなったのだから約束を守るためにもっと頑張らなければならなかった。子どもたちとの約束があったからです。

── 今後の課題としてはどのようなことがあるでしょうか。

ヘイトスピーチ解消法は，大きな一歩だったと思います。ただ，解消法ができて5年になりますけれども，5年たっても「解消」できていないんですね。許さないと言っているだけではやはり解消できないのと，インターネット上の差別的表現が野放しであることを含めて，包括的な差別禁止法が求められています。

今回，人権賞を頂いたのは，私1人に対してではなく，すべての差別を許さないために想い，考え，行動する市民や弁護士さんたちに向けてのエールだと思っています。日本で一番大きな弁護士会である東京弁護士会から表彰していただいたということは大変支えにもなりますし，こんな不正義やこんな差別のある社会を許さないよという共闘宣言だというふうに受け止めていますので，法律の専門家の皆さんとも力を合わせて，今日よりいい明日が実現できたらいいなと思います。

＊3：本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン
＊4：川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例